

令和5年9月

逗子市教育委員会定例会

令和5年9月20日

逗子市教育委員会

会 議 録

令和5年9月20日逗子市教育委員会9月定例会を逗子市役所5階第3会議室に招集した。

◎ 出席者

大河内 誠	教育長
星 山 麻 木	教育長職務代理者
若 林 順 子	教育委員
高 橋 康	教育委員
福 田 幸 男	教育委員

◎ 説明のため出席した者

佐 藤 多佳子	教育部長
福 井 昌 雄	教育部担当部長（子育て担当）・教育部次長（子育て担当）事務 取扱
雲 林 隆 継	教育部次長・教育総務課長事務取扱
小 野 憲	教育部参事（学校教育担当）・学校教育課長事務取扱
西 村 知 子	学校教育課担当課長（学事指導担当）
佐 藤 仁 彦	社会教育課長
塚 本 志 穂	図書館長
出 居 尚 樹	療育教育総合センター主幹・教育研究相談センター所長
伊 藤 英 樹	子育て支援課長
中 川 公 嗣	子育て支援課担当課長（青少年育成担当）・青少年育成係長・体 験学習施設長事務取扱
市 川 勲	保育課長
岩 佐 正 朗	市民協働部長
香 山 智	文化スポーツ課長

◎ 事務局職員出席者

松 下 亜紀子	教育総務課係長
吉 井 まどか	教育総務課主事

◎ 開会時刻 午後 2 時 3 0 分

◎ 閉会時刻 午後 3 時 3 4 分

◎ 会議録署名委員決定 高橋委員、福田委員

○大河内教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○大河内教育長

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年逗子市教育委員会9月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は高橋委員、福田委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「7月定例会会議録の承認について」

○大河内教育長

日程第1「7月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、7月定例会会議録は承認いたします。

星山委員、若林委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「教育長報告事項について」

○大河内教育長

日程第2「教育長報告事項について」を議題といたします。

それでは、私のほうから先月8月24日に行われました湘三管内教育長会議、それから9月7日に全国の市町村教育委員会に対して行われました市町村教育委員会研究協議会の2つについて報告させていただきます。

まず初めに、湘三管内教育長会議についてでございます。この題に入る前に、今日午前中、先週土曜日に行われる予定でした久木中学校の体育祭が今日に延期されまして、今日開催で

ございました。議会中でなかなか日程取れなかったのですが、8時20分から開会式が開始されまして、生徒の様子、先生方の様子を見させていただきました。先週延期になった原因が、コロナによる学級閉鎖が続きまして、練習または当日の開催ができないということで、今日に延びたということでございます。文科省からは、働き方改革ということで、体育祭や関連行事の縮小や、在り方について考えるよう通達も来ておりますが、今年度コロナ明けの体育祭・運動会については、どこの学校も午前中日程で競技を簡素化しながら、中身を充実させた日程でございました。久木中学校では、全学年・全クラス対抗の長縄大会を見させてもらって、プログラムで午前中終了、給食食べて下校という日程を確認させていただいて帰ってきたところでございます。子どもたちも元気に、充実した体育祭を行っておいりましたので、委員の皆様にも御心配をおかけしておりましたけれども、今回の様子を報告させていただきました。すみません、順番が先になりまして。

それでは、湘三管内教育長会議、8月24日に行われましたが、冒頭湘三教育事務所の北村所長から挨拶がございまして、このコロナ禍になる以前は、各地区で先生方の福祉余暇活動である教職員バレーボール大会が夏休みに行われていたのですが、それがずっと中止だったということで、この夏、湘三管内のほとんどの地区で教職員球技大会等が開催されました。北村所長が鎌倉市の出ですので、鎌倉市で球技大会を見てきたところで、先生方が一喜一憂する姿、そして今まで集まって、先生方が一致団結して何かに取り組むという姿がなかったので、すごくほほえましい姿を見ることができて、大変よかったという挨拶がございました。

それから、鎌倉市の教育長の人事でございますが、前岩岡教育長が任期満了、1期満了ということで退任され、8月1日付で新しい教育長として高橋洋平氏が着任されました。当日挨拶をいただきましたので、報告させていただきます。

それでは、湘三管内教育長会議ですが、たくさんありましたので、的を絞って3点について報告させていただきます。1点目は、今年度4月からこの夏休み前までに起きた不祥事に関する話がございました。教育委員の皆様も御存じのように、今回公立学校教職員による不祥事が3件、8月24日までの時点でございますが、これは懲戒処分でございましたが、3件ともわいせつがらみの懲戒処分という話がございました。当日、県の行政課の職員が来ておりました、逮捕事例は全てが県立高校の教職員。全てがわいせつ事案に関わるもので、極めて憂慮すべき事態であるということ。それから、これらの事案の中には、飲酒後に犯罪行為に及んでいる事案が複数あるということ。そして、それに伴いまして、飲酒に伴う不祥事リスクについて注意喚起と、わいせつ事案をはじめとした不祥事防止の徹底について話があり

ました。本市では、校長会の中でも不祥事防止徹底への具体について校長のほうには申し伝えたところでございます。

2点目は、本年度の教員採用試験の状況でございます。前回もお話しいたしましたが、一次試験は7月9日に行われまして、トラブルがなかったということでございます。7月27日に一次発表も行われまして、8月7日から18日にかけて二次試験、これについては模擬授業と個人面接が行われました。この二次試験の当日なのですが、小学校も中学校も当日は欠席があったようです。複数受験が可能になっておりますので、その中で特に目立ったのが、中学校美術に当日大量の欠席者があったという報告を受けました。中学校美術につきましては、来年度応募定員が30人のところ、欠席者多数ということで、一次合格者が16人、もうその時点から定員から14名も削れているということでございます。それから、また例年、中学校の技術家庭の定員についても、不足気味の話があったのですが、今回、技術で定員30人のところ、受験者が不足しておりまして、一次試験が14名。同じく、中学校家庭も、定員25名のところ18名という報告がありまして、その合格者の中には他県受験者もいるということで、3教科の次年度の教員配置について大きな課題であるという話がありました。

それ以外に、栄養教諭に関わる周知についてという話がありまして、神奈川県教育委員会では学校における給食により一層推進を図るために、令和7年度実施の教員採用試験候補者試験から栄養教員の選考試験を開始するという話がありました。現在行っている学校栄養管理の業務を担う栄養士の募集につきましては、令和6年度実施試験までといたしまして、それ以後は高校生向けにチラシを配布するなど、この仕事に対する周知を図っていきたいという内容でした。

3点目は、湘三事務所で従っております学校運営に関わる関連の事業についての報告でございます。今年度、各研修会が順調に行われまして、6月12日に校長教育研修会、これはオンラインで行われたのですが、内容は「地域で学ぶ豊かな学びを充実した改善に向けて」ということで、横浜国大教育学部、池田教授の御講演をいただいたということ。それから、教頭の実務者研修、不祥事防止研修、また新任総括教諭の研修、そのほか小・中学校の初任者研修ということで、昨年度コロナで中止された、またはオンライン等で開催された事業については、順調に開催されて現在に至っているという報告がありました。

それから、24日の湘三教育長会議の会議後なのですが、GIGAスクール構想で取り入れました端末の更新期が迫っています。その予算をどうするのかということで、全国の自治体、教育委員会もそうなのですけれども、GIGAスクール構想並みの予算を国のほうで保障し

てくれないと、自治体がにっちもさっちもいなくなるということで、ずっと要望を出してきました。当日は教育における情報通信の利活用促進を目指す超党派国会議員連盟、いわゆる教育ICT議連の方たちと、我々市町村の教育長、そして全国から選ばれました首長さんが意見交換という形で、オンライン会議に臨んだところでございます。画面には小さく、全国の我々の顔がさっと出ていまして、それを超党派の議員が見て会議に臨むということでした。

結論からいきますと、大体全国の8割ぐらいは週3日または毎日、ICTを使っているということで、ICT議連の議員の中からも、今の状態を継続していくためには地域間格差が大きいと困る。使っているところ、使っていない、また、しっかりやっている学校、やっていない学校という、格差が出るのが困るので、持続可能にしていくためにもきちっとICTの推進については進めていただきたいという話がありました。1時間ちょっとの会議でしたが、この会議の中では国に対して満額を要求していくということで確認されました。つい最近の新聞にも予算の配当希望が出ておりました。我々逗子市におきましても、各委員が各学校を回っていただいて、ICTの活用状況を見ていただいておりますが、今の現状に満足せずに、いろいろな形でICT活用について進めていければと思っているところでございます。

続きまして、9月7日に行われました市町村、これは全国の範囲と先ほど申し上げましたけれども、教育委員会研究協議会ということで、前期の研修になりますけれども、ございました。研修会のテーマが1から4までございまして、テーマの1が学校における働き方改革、2のほうは部活動の在り方、3がいじめ・不登校支援について、4、地域と学校の連携・協働についてということで、この4つのテーマから2つを選んで協議会に参加するということなのです。オンラインで参加するということですので、私は2の部活動の今後の在り方についてと、3のいじめ・不登校支援について、この2つの協議会に参加したところでございます。

順番が入れ替わりまして、私のほうの前半の協議会は、自己紹介から始まって各地区の様子について発表する形でしたが、私、たまたま司会に当たってしまいました。テーマ3は北海道、埼玉県、三重県、兵庫県、福岡県、私の神奈川ということで、この地域から実践事例や課題について共通認識を持つためにいろいろな意見交換をしました。後半の約1時間は、いじめ・不登校支援についてということで、岩手県、群馬県、京都府、和歌山県、福岡県、それぞれの市町から教育委員・教育長さんが出ていただいて意見交換をしたところでございます。

長くなってしまいますので、私のほうでかいつまんでまとめましたので、どういう内容かということでお聞きください。テーマ3、私が司会をいたしましたいじめ・不登校についての取組についてでございました。これについては、話の中心が親の関わり方が話の話題になりました。幼少期からの親のつながりや、親が自己肯定感を持てるような地域ぐるみの取組が必要ではないか。それから、新生徒指導提要の発達支持的生徒指導と積極的な生徒指導の在り方、必要性についてが話題になりまして、出席された委員の皆さんの中に子育てや学校教育に携わっていた方がおられまして、その方から、いじめ・不登校を事象からではなく、その背景にある課題や学校、教師も入りますが、保護者の信頼関係の構築の必要性、それについて熱く意見を交換しました。また、チーム学校で組織的に取り組む学校の在り方、教育委員会の関わり方と意見を聞くことができ、大変参考になりました。

後半の部活動の在り方につきましては、特に部活動の地域移行、連携が討議の中心になりました。その中で、話の中心でしたけれども、移行ありきで進んでいて、学校現場や地域が対応しきれていない現状がある。それから、部活動の地域移行の話は過去にも出ており、失敗している。部活動を学校から出そうとしているが、地域の環境整備にどれだけ予算をつけてくれるのか、つけられるのか、地域間格差の是正も含めて大きな問題であるということ。また、部活動地域移行は教師の働き方改革を念頭に置いて、週末を休ませることが優先とされているが、試合や大会など週末に行っている部活動の実態は置き去りにされているのではないか。部活動指導員との連絡調整等、今までより負荷が増すのではないか。最後に、これはある県の委員さんでしたけれども、今まで部活動が教員の善意で行ってきたものである。今、地域移行することによって、体制が整ってない中で、地域の人たちをお願いするということは、教員が善意で行っていたことの部分を地域の人たちの善意に委ねる、おかしいのではないかというような、そういう話がありまして、時期尚早だという意見が結構出ておりました。神奈川県はまだ、県としてのガイドラインが出ておりませんので、逗子市といたしましても関係所管と連携を図りながら、諸般の事情も踏まえながら逗子市に合った地域移行を模索しながら進めていければと思っているところでございます。

以上、長くなりましたけれども、2つの会議についての報告を終わらせていただきます。

すみません、一つ一つ質問を伺えばよかったですのですが、この2つについて、各委員の方々から御質問、御意見言っていただきたいと思います。まず前半の8月24日に行われました湘三の教育長会議について、御意見、御質問ありましたらお願いします。

○福田委員

教員採用試験に関する問題で、学生が教員採用試験を受けなくなっているというのが、今朝の朝日新聞に載ってしまっていて、全国で約6,000名減っていると。これは神奈川県だけではなくて、各都道府県とか政令市もほぼ同じような状況で、とにかく手を挙げてくれないということで、非常に苦慮しているということですね。先ほどちょっと話があったように、神奈川県に関して言うと、既に募集人員を割っているということは、来年必要な教員を確保できない。そのことは各市町村の採用に直接関わってくるということで、非常にゆゆしきことであるし、神奈川県教育委員会としてきちっと対応していただけないと困るということで、ぜひ機会があるたびに教育長のほうから申出をされるといいかと思います。

今日の新聞報道ですから、正確なところはまた分からないのですが、全ての都道府県や政令市で減っているかということ、増えているところもあるのですね。やはりそれは工夫をしていて、採用試験で様々な工夫が今、凝らされてきている。学年進行で4年次の試験を3年次にも認めるとか、それからちょっとびっくりしたのは、要するに教員の資格を持たない人ですら、間口を広げてまず受けさせて、それから免許を取らせるというような、ちょっと考えられないようなことも提案しているというようなことで、それから多様な人材を確保するということが、今まで対象とならなかった人たちも声をかけてというようなことで、採用試験に関わる今、工夫をしているということで、ここら辺で工夫の余地があるかどうかというのが一つあると思います。もう一つは、魅力ある職場なのかどうかという、先生が本当にみんながなってみたいという職業になっているかどうかということで、働き方改革を含めて、やはり根本的な問題を見直していかないと、小手先だけの制度改革では、この問題に対応できないのではないかとこのことを少し感じました。まず目前の課題解決もあるのですが、もう少し根本的な教員の働くという、職場とか教育の魅力ということを、もっと全面的に打ち出せるような、様々な議論を展開していただけたらというふうに思っています。

○大河内教育長

ありがとうございます。毎回この教員採用試験の話をしてますと、星山委員からも昔は神奈川県はすごく魅力的な部分で、受験するなら神奈川県だという話があったということなのだけでも、今、福田委員からありましたように、いろいろな採用の仕方があって、神奈川県は神奈川県の中に県の採用と政令都市が3つある採用がございます。複雑な採用の絡みがある中で、人員を確保していかなければいけない。その神奈川県の中でも取り合いをしているところがある。そして、今、新しい取組として、本当に人員だけ確保して資格を後から取らせるという動きもある。私も県のほうで、このままでいくと持続可能な自治体になるのかなとい

うことも含めて言わせていただいているのですけれども、本当に危機感を持って神奈川県がこれから教員採用試験、今ありましたけれども、先生方にとって魅力ある、やりがいのある職場なのかということも含めて、きちっと検討していかなければいけないという思いを持っています。

学校教育の小野参事、いかがですか、全国・県として、その検討については。

○小野教育部参事（学校教育担当）

先ほど福田委員のほうでも、神奈川に限らずという話であったのですけれども、やはりいろいろなところで同じような悩みを聞きます。どういうふうに工夫していくのかが一番悩ましいところで、いろいろなことを試そうと思っても、その結果のリスクのほうを考えてしまうと、そこに踏み込めないというところがあって、結局、回りの様子を見ながらということになる。そういう意味では東京が一番最初に始め、そこをじゃあうちもやってみようかみたいになってくる。そうすると、どうしても後手後手になっていくのだというのは全国共通の悩み事項として聞かれるところですよ。

○大河内教育長

神奈川県としても、独自の、後追いでなくて、刷新していかないと、ちょっと厳しくなりそうですね。今回の採用試験の状況報告を受けて、私も、これはうちだけに限らず、本当に逼迫した全国的な課題であると思います。

○福田委員

二次募集みたいな形で、今だと7月から8月にかけて試験はやりますよね。当然そこで欠員が出るわけで、そうするとまたもう一回募集をかけていたかという、今までとは違った取組をしないと。

○大河内教育長

神奈川県も3年生は2回受けるのですよね。大学3年生は。ですから、複数受験の回数を増やすということをしているのだけれども、それは近隣も同じなので、やはり何かの特売日ではないのだけれども、神奈川はいいなと思えるようなことをしていかないと駄目かなという思いを持っています。また今度、近々来月、都市教育長会議がございますので、その中でもまた発言していきたいと思っています。ありがとうございます。

○福田委員

あと、量というのが今、とにかく数で押さえなければいけないということで、必死になっていますけれども、やはり一方で質があるのですよね。誰でもいいというわけではないので、

そこも忘れずに、両方を追い求めていくというような形でないと。

○大河内教育長

そのほか、いかがですか。

○星山委員

私もびっくりしたのですが、今年3年生から受けられるようになって、4年生は受けるのですけれども、3年生がほとんど受けているのですよね。もう少し用心深いかと思ったら、みんな受けて、もう7割合格したと言っているのですよね。合格した子に聞いたら、今年は練習だったから、次は本番で違うところみたいな感じで、全然考え方が変わったのがはっきり分かりました。つまり、一般の就職活動と一緒に、今、学生のほうも選べる時代になったので、すごく比べ始めているのかなというところに対応していかないと、昔の教採が難しかった時代とは全然学生の質が変わっているということを、まずちょっとお伝え願えたらと思います。

それから、違う視点ですけれども、私はいろいろな行政で教員研修を担当させていただいていますが、神奈川県、特に逗子市は教員の皆さんは、私から見るととてもいいと思います。笑顔も多いし、コミュニケーションも豊かだし、皆さん教員研修にいらっしゃると、まるで同窓会かのように楽しそうで、会話もすごく豊かですし、私はこれが多分神奈川県、逗子市だけかどうか分かりませんが、もともとある神奈川県の魅力で、教員としてはきっと地方からいらっしゃっても、いろいろな方も、働きやすいのだと私は思います。自分も神奈川県の教員をやっていたので。でも、学生はこの魅力が全然分かっていなくて、違うところを受けているので、ぜひ本当のリアルの先生の働きがいか職場環境というのをお伝え願えたら、もう少しいいのではないかなというふうに個人的には感じています。以上です。

○大河内教育長

私も星山委員のゼミの学生とお会いする機会をいただきまして、「どこを受けるの。」「東京。もう受けました。」もう1人は「茨城です。」もう1人は「悩んでいます。」という現状でしたが、「ぜひ神奈川」プラス「受かったら逗子」という話をしましたが、なかなかやはり神奈川だとか逗子のよさというのを、肌で感じてもらえない部分があるので、やはりアピールに出て行かなければいけないのかなとも思いました。本当に学生たちが選べるようになったので、我々も昔と違うそういう認識で学生に積極的なアピールをしていかなければいけないのかなという感じもしますので、また機会を得て、神奈川のこれからの在り方についても御助言いただいた内容を話していきたいと思います。

ほか、ないですか。大丈夫ですか。

では、2つ目をちょっと急いで意見交換会みたいな形でしましたけれども、市町村の教育研究協議会の件について、何かございますか。よろしいですか。

それでは、教育部長、議会報告をお願いします。

○佐藤教育部長

令和5年市議会第3回定例会の概要について御報告させていただきます。

市議会第3回定例会は、9月6日から29日までの24日間を会期として開催されているところです。今定例会には報告7件、議案15件、陳情8件が上程されています。そのうち、教育委員会に係る案件を中心に御報告いたします。

まず、招集日の9月6日、本会議におきまして、6月26日付で教育委員会委員に再任されました若林委員の御紹介、御挨拶がございました。続きまして会期が決定された後、専決処分の承認、議案第51号逗子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正などの議案3件が即決で可決されました。また、教育委員会の補正予算を含みます議案第52号令和5年度逗子市一般会計補正予算（第5号）その他の議案及び陳情につきましては、各常任委員会に付託されました。

また、本会議後の全員協議会では、令和2年に市立小学校で発生したいじめ重大事態について、申立人及び申立人法定代理人から逗子市を相手方として東京弁護士会紛争解決センターに対し、金600万円を支払うこと及び謝罪を求めるという申立てがあったことについて市長から報告がありました。

7日には教育民生常任委員会が開催され、議案第52号令和5年度逗子市一般会計補正予算（第5号）、それから陳情第15号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書を国に提出することを求める陳情に関する審査のため、教育部関係職員が出席いたしました。審査終了後の表決では、補正予算は全会一致で可決承認され、陳情につきましては賛成多数で了承をされております。

続きまして、決算について上程をされて、決算特別委員会が設置されております。19日に開催されました決算特別委員会の総括結論におきましては、加藤委員から体験学習施設スマイルについて、こども発達支援センターについて、それから丸山委員から人権教育と治療について、松本委員から青少年問題協議会経費について、それからいじめ防止対策等事業について、八木野委員から人権教育と治療について、こちらの質疑がございました。決算の表決

の結果につきまして、国民健康保険事業特別会計と介護保険事業特別会計の歳入歳出決算につきましては賛成多数で、一般会計を含みます残りの3会計の決算につきましては全会一致で認定をされております。

この後、27日から29日までの3日間、本会議が開催され、議案の表決と一般質問が行われる予定となっております。

以上で報告を終わります。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で教育長報告事項についてを終わります。

◎日程第3「報告第16号議案（令和5年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○大河内教育長

続いて、日程第3「報告第16号議案（令和5年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○雲林教育部次長

それでは、報告第16号議案（令和5年度逗子市一般会計補正予算（第5号））作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年8月21日付で市長から議案作成に関して意見を求められ、その回答に緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により別紙のとおり回答いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案の歳出より御説明をいたしますので、資料の逗子市一般会計補正予算に関する説明書の10ページ、11ページをお開きください。

第9款教育費、第1項教育総務費、第3目教育指導費、説明欄2の3、支援教育充実事業につきましては、教育相談コーディネーターがその業務に十分専念できるよう、モデル校1校においてコーディネーターが担う授業を代替する特別支援補助教員の配置を週4日18時間から週5日29時間勤務に拡充するための経費として、39万4,000円を増額するものです。

第2項小学校費、第2目保健給食費、説明欄3の1、小学校給食運営事業につきましては、令和6年度から久木小学校及び小坪小学校で給食調理の委託を実施するに当たり必要となります設備、機械器具等の整備を行うための経費として、490万1,000円を増額するものでございます。

次に、補助執行の事務について御説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童育成費、説明欄8の4、保育所等緊急整備事業につきましては、こども家庭庁が提示する就学前教育・保育施設整備交付金の補助率が変わり、内示額が変更となったことに伴い、市内保育園の建て替えに対する民間保育所等整備補助金について、補助額を変更するための経費として93万5,000円を増額するものでございます。

続きまして、これらに見合う歳入につきまして御説明いたしますので、説明書の4ページ、5ページをお開きください。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、第3節児童福祉総務費補助金、説明欄4、保育所等整備交付金につきましては、歳出で御説明いたしました保育所等緊急整備事業費に充当する財源として83万1,000円を計上するものでございます。

第22款市債、第1項市債、第2目民生債、第2節児童福祉債、説明欄2、民間保育施設等整備事業債につきましては、歳出で御説明いたしました保育所等緊急整備事業に充当する財源として、10万円を計上するものでございます。

最後に、債務負担行為の補正について御説明いたしますので、少し戻りまして予算書の4ページをお開きください。債務負担行為につきましては、小学校給食調理等業務につきまして、令和5年度中に一般競争入札を行い、逗子、久木、小坪の3小学校に係る業務委託契約を締結する必要があるため、令和6年度に債務を負担する行為をすることができる経費を設定するものでございます。

以上で報告を終わります。

○大河内教育長

ただいま事務局より説明がありましたけれども、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

御質疑、御意見がないようですので、それでは本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第3「報告第16号」を終わります。

◎日程第4「報告第17号議案（逗子市立体育館の指定管理者の指定について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

○大河内教育長

続きまして、日程第4「報告第17号議案（逗子市立体育館の指定管理者の指定について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○雲林教育部次長

報告第17号議案（逗子市立体育館の指定管理者の指定について）作成に関する逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和5年8月18日付で市長から議案作成に関して意見を求められ、その回答に緊急を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により別紙のとおり回答いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

なお、議案の内容につきましては、文化スポーツ課長のほうから御説明させていただきます。

○香山文化スポーツ課長

議案について御説明いたします。

逗子市立体育館の指定管理につきましては、現在、公益財団法人逗子市スポーツ協会が指定管理を行っておりますが、指定管理期間が令和6年3月31日をもって終了いたしますので、次期指定管理者候補を選定するため、5月19日付で逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会委員長に逗子市立体育館指定管理者候補の選定について諮問をいたしました。

選定につきましては、公益財団法人逗子市スポーツ協会を指名団体とした指名型プロポーザルを実施し、本選定委員会において審議を行っていただきました。8月17日付で逗子市立体育館指定管理者候補選定委員会委員長から、公益財団法人逗子市スポーツ協会を逗子市立体育館指定管理者候補として適当と認める旨の答申をいただきました。

これに基づきまして、逗子市立体育館について、令和6年4月1日から令和11年3月31日

までの5年間で次期指定管理者として公益財団法人逗子市スポーツ協会を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及び逗子市立体育館条例第7条第3項の規定により提案したものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、説明いただきました。本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

○高橋委員

選定委員からの答申の中に、冒頭教育長からのお話もありましたが、中学校部活の地域移行の協力ということで、積極的に取り組んでくれということの答申内容ですので、これについてはやはり中学校生活でクラブ活動に関わる時間って、すごい限られていることだと思います。早急にといいいますか、もう待たなしの状況に今あるのかなと思いますので、研究なりいろいろな、スポーツ協会としてのつながり等を生かしながら、ぜひやっていただきたいというふうに切に願いたいというふうに思います。以上です。

○大河内教育長

御要望ということで、よろしいですか。

○高橋委員

はい。

○大河内教育長

分かりました。そのほか、委員からございますか。

○若林委員

私も要望といいいますか、今、来年オリンピックがあるということですので、いろいろなワールドカップとかたくさんスポーツがテレビで放映されると思うのですけれども、子どもたちがそれを見て、憧れとかスポーツをやりたいと思う気持ちとかというのが生まれてきて、じゃあアリーナのほうに行ってやろうかなというようなことがつながって行って、逗子のスポーツが盛んになるまちになったらいいなと思っているので、子どもたちの未来のためにも、市民の方たちが利用しやすい、魅力あるものにしていきたいなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。お願いです。

○大河内教育長

各いろいろな大会がありまして、その大会の後にあんな選手になりたいとか、こんな競

技を続けたいなというのはあることで、来年度、オリンピックもありますし、地元の施設が魅力ある施設として子どもたち、地域の方たちが積極的に活動できるような、そういう方向性にしていただきたいという御意見でよろしいですか。

○若林委員

はい。

○大河内教育長

要望でございます。そのほか、いかがですか。

○福田委員

最後のところで留意事項というのが4点並立されていて、高橋委員からもあったように、中学校部活動に関する留意事項もあるわけですね。こういったもの、これは確認なのですが、5年間の中でどこかで中間評価というような形で点検をするのかどうかということ、ちょっとお聞きしたかったのですが、すけれども。

○香山文化スポーツ課長

現在、中間評価は行っておりません。毎月モニタリングという形で、スポーツ協会から事業の実施内容、収支、そういったものを報告いただきまして、評価をしているということでございます。中学校の地域移行は、具体的には場所の提供ですとか、指導者の確保、それから地域の関係団体との連絡調整、そういったものが主になるのかなとは思いますが、逗子の場合はスポーツ協会が地域に根差しておりますので、選定委員会でもスポーツ協会にかなりの期待をしております、逗子独自の考え方を持って積極的に取り組んでほしいと。そういうようなことで次期に望む点ということで、挙げていただいたということでございます。

○大河内教育長

これは中間評価というようなことはなさらずに、月々のモニタリングで評価を集積していくということでよろしいですか。

○香山文化スポーツ課長

はい。現在はそういった方式で、ほかの指定管理につきましても同じように実施をさせていただいておるところです。

○大河内教育長

よろしいでしょうか。

○福田委員

市によって違うと思うのですが、5年間って結構長いものですから、どこかで点検

評価というのをするような仕組みを今後考えていったほうがいいのではないかということちょっと思っているのですけれども、そこら辺、どうなのですか。

○香山文化スポーツ課長

これまで中間評価をやっていたのですが、たしか令和3年の事業査定の中で、予算の面や他市の状況を踏まえて、逗子もモニタリングで十分評価ができるのではないかという判断の中で、今は毎月のモニタリングをもって評価をしているということでございます。

○大河内教育長

よろしいですか。

○福田委員

はい。

○大河内教育長

そのほか、委員の皆様からございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、御質疑、御意見がその後ないようでございますので、本件については承認することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、承認することに決定いたしました。

以上で日程第4「報告第17号」を終わります。

◎日程第5「議案第13号逗子市文化財保護委員会に対する諮問について」

○大河内教育長

続いて、日程第5「議案第13号逗子市文化財保護委員会に対する諮問について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○佐藤社会教育課長

それでは、議案第13号逗子市文化財保護委員会に対する諮問についてに係る提案理由を御説明します。

逗子3丁目所在の延命寺が所有する仏涅槃図について、逗子市指定重要文化財として保存する必要があると思われるため、逗子市文化財保護条例第11条第2項の規定に基づき、文化財保護委員会に諮問するものです。

対象となる文化財については、お手元の参考資料、対象物件の概要を御覧ください。名称

は仏涅槃図1幅、種別は有形文化財、絵画となります。製作時代は南北朝時代、14世紀代と推測されています。材料・技法、大きさ等は記載のとおりです。

物件の概要について御説明します。仏涅槃図というのは、釈迦の入滅を描いたもので、宗派を問わず製作され、近世、江戸時代までを通じて考えると、作例は非常に多い仏画の一つです。通常は釈迦の命日に当たる2月15日に各寺院で涅槃会というのが営まれますが、その本尊として掲げられたりしております。

延命寺の仏涅槃図は、この下の写真ではやや不鮮明ですが、死の床に横たわる釈迦と、その周囲に嘆き悲しむ仏弟子や鳥獣などを描く典型的な形をとっておりまして、傷みや彩色の剥落もあるのですが、全体的に見て南北朝時代に描かれたと推測される優良な作品です。

県内に残された中世の仏涅槃図は、鎌倉市の円覚寺や宝戒寺、横浜市の称名寺や宝生寺等の作品が知られるのみですので、数少ない中世の作品である点も貴重です。

なお、本図はもともと現在の広島県内の寺院に伝えられていたものが、昭和に入ってから縁あって延命寺にもたらされたことが箱書きなどから知られます。

以上、この仏涅槃図は、本市にとって貴重な資料であることから、市指定重要文化財として保存し、活用を図る必要があると思われるため、ここに文化財保護委員会への諮問を提案するものです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○大河内教育長

それでは、今、説明をいただきましたが、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。

これは逗子市の歴史書みたいなのに載っていますよね。

○佐藤社会教育課長

これまで市で刊行している文化財調査報告書であるとか、逗子市史にも掲載されて、貴重であることは以前から承知をしていたところです。

○若林委員

一般公開とか、見に行かれるのですね。自由に。

○大河内教育長

一般公開とかは、いかがでしょうか。

○佐藤社会教育課長

御承知のとおり、文化財という公共性は当然あるわけですがけれども、信仰の対象、仏様でございますので、先ほども御説明しましたとおり、本仏涅槃図につきましては例年2月15日に延命寺さんでも涅槃会という法事、法要を催しておりますので、それは檀家の方だけでなく、どなたでも本堂に掲げられた仏涅槃図を拝観することは可能です。

○若林委員

分かりました。ありがとうございます。

○大河内教育長

2月15日以外はないと。分かりました。

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第13号については、可決ということでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第5「議案第13号」を終わります。

◎日程第6「その他」

○大河内教育長

続いて、日程第6「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かございますか。

○塚本図書館長

図書館から、特別整理期間について御報告を申し上げます。

分室を含めた図書館の特別整理期間のための休館日について御報告を申し上げます。特別整理期間の休館日につきましては、逗子市立図書館条例施行規則第3条で、「毎年度において15日を超えない範囲で委員会が指定する期間で定めることができる」と規定しております。今年度は、令和5年10月10日（火曜日）から同月18日（水曜日）までの9日間を休館日といたします。

休館につきましては、市及び図書館のホームページ、「広報ずし」、館内掲示及びX（旧ツイッター）を活用し、利用者への周知を図ります。

以上で報告を終わります。

○大河内教育長

10月10日から10月18日の9日間、休館日という説明がございましたけれども、本件について御意見、御質疑ありますか。よろしいですか。

それでは、その他、議事として何かございますか。

○雲林教育部次長

本日予定している案件は以上でございます。

○大河内教育長

それでは、各委員の皆様方からその他議事として何かございますでしょうか。よろしいですか。

○星山委員

議事ということではないですが、夏休み明け、やはり不安定なお子さんが増えるかなと思うのですが、先ほどの教育長さんからの御報告にもあったように、不登校気味のお子さんとか、御相談案件など、何か気になることがありましたら、ちょっと知りたいので、よろしくをお願いします。

○小野教育部参事（学校教育担当）

休み明け前に、委員会のほうからも各学校で明けたところ、それから明ける直前のところでの関わり、声かけ等々、してもらいたいということで話をしてありましたけれども、それを受けて各学校のほうで動いてくれたものと思っています。その後、明けてしばらくたちますけれども、特に大きな案件で入ってきているものはありません。

各学校、細かい部分はもちろんありますけれども、深刻なものと捉えているものは、今現在のところはありません。以上です。

○大河内教育長

センター所長のほうは、いかがですか。

○出居療育教育総合センター主幹

教育相談のほうに入っているところでは、夏休み明け特別にというような話、先ほどの学校教育課長の話と重なるかもしれませんが、特別にというところは今のところ聞いてはいないのですけれども、ただ、新規で入る相談のほうで、1年生のお子さんの相談が何件か入っているというところは聞いております。その辺りが何でなのかというところにつきましては、分析をこれからしていく必要があるところもあるのかなとは思いますが、そのような話を相談員のほうからは聞いております。以上です。

○大河内教育長

よろしいでしょうか。

○星山委員

神奈川県は、さっきのではないですけど、市が小さいので、不登校の人数とか開示されていないんですけど、政令指定都市とかは開示されているので、それを拝見するとものすごい数増えている、今おっしゃったように小学校の低学年が数倍増えているわけですね。10年前に比べて。それで、各市がやはり対策、本格的に掲げていまして、毎回お願いしているのですが、学校の中だけでは解決できない、やはり地域に居場所をつくって行って、しかも不登校になった子たちが、今どこに行っていて、どういう生活をしているかという情報に関して、なかなか把握できないところを一本化して、最終的に学校に情報を集めるというようなことが、いろいろなところで議論されているかなと思います。市によりましては市の公共施設の全てが子どもたちの居場所であるという考え方を取り入れて、いろいろなところに安心できる居場所をつくっていかうという具体的な動きに出ているところもあると伺っていますので、逗子市は市が小さいので、それぞれのところでそういう子どもたちの居場所をつくるということも大事なのではないかなと思います。何か工夫があったらよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○大河内教育長

昨年度、不登校24万人ちょっとということで、その中の3分の1が皆さん御存じのようなどの支援もつながっていないというような統計が出ているわけですね。約8万9,000人ということでございます。本市も、数字的にはこれから出ますけれども、先日、矢川プラスのほうに私のほうで所管と福井担当部長と中川館長とで行かせてもらいました。本当に地域性もあることながら、いろんな子どもたちの地域の中の居場所があるのだなということで、勉強させてもらいまして、刺激を受けさせてもらいました。その中で、これから逗子では学校の中に校内フリースクールみたいな場所も検討中でございますけれども、子どもたちのいろいろな居場所を地域と協力しながらつくっていかなければならないのかなと思っておりまして、今度また新たに所管のほうで見学させていただいて、今後の糧にしていければなと思っています。ところでございます。また、皆さんの御意見いただきまして、今後の参考にしていきたいと思います。

そのほかございますか。また、今、星山委員からありましたけれども、こんなことをしていますということで紹介がありましたら、いただきたいのですけれども、ありますか。よろしいですか。これからまた続く話でございますので、新しい変化が出ましたら、またお話し

いただければと思います。

それでは、再度確認します。そのほか、各委員の皆様ございませんか。よろしいですか。

ありがとうございました。ないようですので、以上でその他についてを終わります。

次回の定例会でございますが、10月19日（木曜日）午後2時30分からを予定しておりますが、決定については改めて各委員の方々に御通知を申し上げます。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。教育委員会9月定例会を終了いたします。ありがとうございました。